神田喜一郎『日本書紀古訓攷証』 初版・改訂版の研究

福 田

武

史

はじめに

であり、その後の同様の試みの基礎となったことで知られる。本書によって「古訓の漢土訓詁学上より見て極めて て明らかにした研究史上画期的な業績である。 文九年版本に付された傍訓、 正確なること」(本書「後語」。 神田喜一郎(一八九七年~一九八四年)の『日本書紀古訓攷証』(以下、「本書」とも称す)は、『日本書紀』 本書は、 初版 (養徳社、 一九四九年)、改訂版 いわゆる「古訓」 初版一〇一頁、改訂版九三頁)が明らかになった意義は極めて大きい。 その指摘のほとんどは現在では通説として受け入れられているもの がいかに『日本書紀』理解に資するかを、その二九例の検証を通じ

改刪補訂を加へ」たもので(改訂版凡例)、全集にもこの改訂版が再録されたため、これが本書の定稿として広く

第二巻』、

同朋舎出版、

九八三年)と、三度刊行された。 (私家版、 改訂版は初版に対して「その後の研究によりて新たに 一九七四年)、神田喜一郎全集版 (『神田喜一郎全集 寛

果の上澄みを唯々として受け取るだけでなく、 筆訂正をはじめ、 利用されている。 とこそが、後学の我々が『日本書紀』訓詁学の方法論を学ぶために重要なことではないだろうか。 実際、 幅広く修正が施されており、 初版と改訂版を比較すると、 初版から改訂版にかけての神田 現在では初版が顧みられないのも由なしとしない。 第二四条 「為当欲留此間。 の研究と思索の跡を改めてたどるこ 為当欲向本郷」における大幅な加 しかし、その成

改訂版における二点の増補加筆に特に注目して比較をおこない、 本論では、寛文九年版本の「古訓」以外の『日本書紀』古写本等の傍訓の参照、 『日本書紀』 研究にどのように活かせるの および、引用文献の増補という、 か確か

| 「古訓」以外の訓

めていくこととする

私(記) れた は一部を除いて寛文九年版本のみを参照しているように見えるが、 日本書紀』 『日本書紀』 をも幅広くとりあげていることが注目される。以下の表で、諸本の訓のありようを説く箇所に見られる初版 諸本に見られる傍訓だけでなく、『日本書紀』より本文と訓を抽出した和訓集である 「古訓」とは、 本来、 流布本であった寛文九年版本に付された傍訓を指すタームである。 改訂版ではそれ以外の、 平安時代以降に書写さ 『日本書紀 初 版

と改訂版との

間

の異同を示す。

	九	八	七	六	3	EL [<u> </u>	=	_	
(四一頁) 逸民の二字、古訓に「カクルルタミ」とあり。	り。(三九頁) 梗の字、古訓に「コハシ」・「アレタリ」とあ	登の字、古訓に「スナハチ」とあり。(三三頁)	(三一頁) 勒の字、いづれも古訓に「トトノへ」とあり。	頁) 光宅の二字、古訓に「ミチヲリ」とあり。(二九		童の字、古訓こ「アタレリー・「アタリタマへ」 唇の質 いてオギュ言い 「フヒ」とまい (一世)	とあり。	縁の字、古訓に「ノホル」とあり。(一〇頁)	嬰の字、古訓に「ウナケル」とあり。(八頁)	初版
野本には「カクル、オヲムタカラ」とあり。(三六頁) 逸民の二字、古訓に「カクルルタミ」とあり。熱田本、これに同じく、北	同じく、熱田本には「アタレリ」とあれど、「アレタリ」の誤なるべし。(三四頁)梗の字、古訓、右傍に「アレタリ」、左傍に「コハシ」とあり。 北野本これに	訓また「即」の字を注したり。(二九頁)登の字、古訓に「スナハチ」とあり。北野本、これに同じく、熱田本の左	田本これに同じく、前条、北野本また同じ。斉明紀は北野本これおなじ。(二七頁)勒の字、いづれも古訓に「トトノへ」とあり。神武即位前紀の古訓は二条ともに熱	紀私記には「美知乎利」とあり。(二五頁) 然田本これに同じ。水戸本日本光宅の二字、古訓に「ミチヲリ」とあり。熱田本これに同じ。水戸本日本	To	鐘の字、両条とも古訓に「アタレリーとあり、後条にはまた「アタリタマ 唇の字、V゚゚オギゼ言に「フヒ」とはに「素日才これに同し」(一二字)	ゝがもら皆川こ「アミー ころ)。 熱田はしれに聞い。(一三記記)(内本)には「加太久豆与之」とあり。(一一頁)「字、古訓に「カタクツヨシ」とあり。熱田本これに同じ。	前田本・図書寮本右訓、並びに同じく、後条、図書寮本左訓、これに同じ。(九頁)兼夏本、並びにこれに同じく、後条、図書寮本同じ。雄略紀の古訓は、前条、縁の字、古訓に「ノホル」とあり。神代紀の古訓は、前後両条ともに兼方本・	嬰の字、古訓に「ウナケル」とあり。卜部兼方本・同兼夏本並びに同じ。「(七頁)	改訂版

武蔵大学人文学会雑誌 第53巻第3・4号

_				_				
九	八	- 七	六	五.	四四	=	=	_
宿の字、	流の字、	ツシミオコナヘ」	展の字、	凌の字、	岐嶷の二	燾の字、	磴の字、	泌の字、
古訓に「	古訓につ	ネコの ナ 四 へ 字:	古訓に	古訓に	一字、古訓	古訓に	の字、古訓に「	古訓に
モトヨリ	ホトコラ	ツシミオコナへ」とあり。 天罰龔行の四字、古訓に	「カソフ」	「ノホリ	に「カフ	「ノスル	カケハシ	「ハヤク
の字、古訓に「モトヨリ」とあり。	流の字、古訓に「ホトコラム」とあり。		」とあり。	古訓に「ノホリ」とあり。	岐嶷の二字、古訓に「カフロ」とあり。	古訓に「ノスル」とあり。	「カケハシ」とあり。	古訓に「ハヤク」とあり。
(五八頁)	(五六頁)	(五四頁)	(五三頁)	五一頁	(五〇頁)	(四八頁)	(四四頁)	(四二頁)
宿の字、古訓に	(四九頁) (四九頁)	「天罸 喜云〈、哥の字、正 襲行」の四字、古訓に疑義あり。寛文本には「天罸真の二字に「ウチツツミ」と訓じ、石別の「薄伐」の古傍に「謹也」としるし、最後の「行」の字には「へ」の送仮名を附したれば、「天野襲行」の四字を「アマツツミオコナへ」と訓めること疑なし、「会」の右傍に「謹也」としるし、最後の「行」の字には「へ」の送仮名を附したれば、「天野襲行」の四字を「アマツツミオコナへ」と訓めるが如し。また図書寮本には「天」の存に「ツ」、「計」の右傍に「ツミヲモ」、「襲」の右傍に「謹也」としるし、最後の「行」の字には「へ」の送仮名を附したれば、「天野襲行」の四字を「アマツツミオコナへ」と訓めるが如し。また図書寮本には「天別」の字に調なく、「罸」の右傍に「ツッツミヲモ」、「冀」の右傍に「遭也」としるし、「行」の字に同へ」の送仮名を附したれば、「天野襲行」の四字を「アマツツミオコナへ」と訓めること疑なし。の二字に「ウチツツミ」と訓じ、「天野」の右傍に「ツッシミオコナへ」と別の「行」の字には「へ」の送仮名を附したり。綜して之を考ふれば、「天罸襲行」の「海伐」を「ウチツツミ」と訓じたるは、蓋し、上句の「薄伐」の方訓「セメ」の「ウチ」の「ウチ」を、誤りて「天罸」の古訓「アマツツミ」と結合せるものにして、「ウチツツミ」なる語は、本来は存在せざりしものと考へらるるなり。(四七~八頁)	展の字、古訓に「	凌の字、古訓に「	シマス」と見えたり。	燾の字、古訓に	磴の字、古訓に「	泌の字、古訓に
「モトヨリ」とあり。	「ホトコリナム	て、「ウチツツミ」なる語は、本来は存在せざりしものと考へらるるて、「ウチツツミ」と訓じたるは、蓋し、上句の「薄伐」の古訓「フマツツミ」と結合せて、「ウチツツミ」と訓じたるは、蓋し、上句の「薄伐」の古訓の三字に「ウチツツミ」と訓じたるは、「表別の「カチ」を開したれば、「方のとし、「行」の方に「カチツツミ」としるし、「行」の送仮名を附したり。綜して之を考ふれば、「天爵襲行」の石傍に「連也」、左傍に「ツツッミ」としるし、「行」の送仮名を附したり。綜して之を考ふれば、「天爵襲行」の右傍に「ツミ」の「ウチ」を副じたり。綜して之を考ふれば、「天爵襲行」の右傍に「ツミ」で、「質」の右傍に「連也」、左傍に「ツツミヲモツツシミオコナへ」なること粗ぼ決すべし。寛文本が「ツミヲモツツシミオコナへ」なること粗ぼ決すべし。寛文本に「つの「ウチ」を、誤りて「天爵」の古訓「アマツツミ」と記したるは、「行」の字に「ウチツツミ」と訓じたるは、蓋し、上句の「薄伐」の方に「へ」の「ウチ」を、誤りて「天爵」の古訓「アマツツミ」としるし、「行」の「ウチ」を、誤りて「天爵」の古訓「アマツツミ」と結合せて、「ウチツツミ」と訓じたるは、蓋し、上句の「薄伐」の古訓「アマツツミ」と結合せて、「ウチツツミ」を、誤りて「大野」の古訓「アマツツミ」と結合せて、「ウチッツミ」を、誤りているに、「行」の方に「カード」といるに、「行」の方に「から、「行」の四字、「古訓に疑義あり。寛文本には、「マーク・「カー」といるに、「からに、「からに、」といるに、「からに、「からに、「からに、「からに、「からに、「からに、「からに、「から	「カソフ」とあり。	古訓に「ノホリ」とあり。	えたり。(四三頁)とあり。	古訓に「ノスル」とあり。	「カケハシ」とあり。	古訓に「ハヤク」とあり。
		、」。 襲行」の四字、古訓に疑義あり。 寛文本には「天罸」の古訓、「アマツツミ」と結合せるものと、誤りて「天罸」の古訓、「行」の字に「ツ」の一部では「ツ」の方訓に、「行」の字には「八」の右傍に「ツ」が引」の右傍に「ツミヲモ」と訓じ、「表に「ツッシミオコナヘ」としるし、「行」の字には「「世也」、左傍に「ツッシミ」としるし、「行」の字には「一切としるし、左傍に「ツッシミ」としるし、「行」の字には「一切としるし、左傍に「ツッシミ」としるし、「行」の字にば「一切としるし、左傍に「ツッシミ」としまし、「行」の字に対いて、一次と訓じたら、綜して之を考ふれば、「天罸襲行」の古訓に「ア別したり。綜して之を考ふれば、「天罸襲行」の古訓に「ス野したり。綜して之を考ふれば、「天罸襲行」の古訓に「ス野したり。綜して之を考ふれば、「天野襲行」の四字、古訓に疑義あり。寛文本には「天罸」の送の古訓に、本報に、古訓に疑義あり。寛文本には「天罸」の当に、本語に、大野、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	り。前田本・図書寮本、	り。前田本・図書寮本、	1	り。熱田本・北野本、	8り。 熱田本・北野本、	り。熱田本・北野本、
図書寮本これに同じ。(五一頁)	前田本・図書寮本、	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			図書寮本の左訓には「カフロニマ		1 1	
五一頁		でいしものと考へらるるなり。 でいしものと考へらるるなり。 に、「行」の方に「へ」の送い、「行」の字には「へ」の活像に「ツミヲモ」、「行」の方像に「ツミヲモ」、「行」の方には「へ」の送仮名を」の字には「へ」の古訓は「アシミ」としるし、「行」の字には「天罸襲行」の古訓は「天野関が、「尉」の右僚に「ツシミ」としるし、「行」の字には、「天野襲行」の古訓は「天野関なく、「尉」の右僚に「ツシミ」としるし、「行」の法を、「野」の右僚に「ツミヲモッツシミオースが、「野」の右僚に「大野関なく、「尉」の右僚に「大野関なく」の古訓は「天野関大の人」の方言には「天野関が、「行」の送い、「行」の法をいいます。	並びに同じ。(並びに同じ。(には「カフ	並びに同じ。(日	並びに同じ。()	並びに同じ。 (1
	並びに同じ。	は「天野」 「大野」 「大野」 「大野」 「大野」 「大野」 「大野」 「大野」 「大野」 「大野」	四六頁)	四四頁)	・ ロニマ	四二頁	(三八頁)	(三七頁)

り。(六四頁) り。(六四頁) り。(六四頁) り。(六四頁)	=
解に、の。 に、の。 (六	=
り。 (六	===
り。(六四頁)	
り。(六四頁)	
り。(六四頁)	
古くは モロキフネ」とも訓まれしを知るな	
紀にもまた「母盧紀舟」との訓注見えたれば、	
左傍に「モロキフネ」との古訓を存し、皇極	
「ハシフネ」とあり。然るに欽明紀には別に	
同船の二字、欽明・皇極の両紀ともに古訓に	<u>=</u>
といへり。(六二頁)	
とあり、いづれも信の字を訓して「ツカヒ」	
た国信物の三字、古訓に「クニツカヒモノ」	
書信の字、古訓に「フミツカヒ」とあり、	<u>=</u>
邸閣の二字、	
烽候の二字、	
をたしにに マピカー (天り)	

武蔵大学人文学会雑誌 第53巻第3・4号

			二七	二六	豆茄
の証拠にあらずや。(八九~九○頁)にも見ゆる古語にはあれど、恐らく「オコナへ」を育する能はずして妄に附せしものなるべし。宮解する能はずして妄に附せしものなるべし。宮解する能はずして妄に附せしものなるべし。宮	は、、		したるが、宮内省図書寮尊蔵の古鈔本を検するを附し、更に私記の訓として「ヲコナヘ」と記刊本には「マヘナヘ」・「マツリゴツベシ」との訓挙の字、古訓に「オコナヘ」とあり。尤も寛文	(八五頁)靡盬の二字、古訓に「イトマナシ」とあり。	ルトキハ」とあり。(七四頁) 乍の字、前者には古訓に「マタ」、後者には「ア
にも岩崎本にも見えざる所以なるべし。(八三頁)	に出りて、たりにしたが、このと想はる。この訓の図書に出りて、妄りに之を附せしものと想はる。この訓の図書がと誤りて、遂に北野本に見るが如き「マエナへ」の訓をといふも、それを証するに至りしものと考へらるるなり。而して「マッリを誤りて、遂に北野本に見るが如き「マエナへ」の訓をいるといふも、それを証すべき有力なるといふも、それを正すべき有力なるといるも、それを正すべき有力なるといるも、それを正すべき有力なるといるも、それを正すべき有力なるといるも、それを正すべき有力なるといるも、それを正すべき有力など	本の 片別は 「 大鏡等にも見ゆ やその語義明瞭 るべし。また「 もえゆい も見ゆ	は稍々後人の筆と覚しき書体にて「おコナヘ」としるし、これ亦た他に別本には唯だ「オコナヘ」の一訓あるのみにして、他に別訓なく、岩崎本にに左傍には別に私記を引きて「ヲコナヘ」の訓を附したり。然るに図書寮挙の字、古訓、右傍に『マエナヘ』、左傍に『マツリコツヘシ』とあり、更	びに同じ。(八○頁) とあり。岩崎本・北野本・図書寮本並靡盬の二字、古訓に「イトマナシ」とあり。岩崎本・北野本・図書寮本並	られし「アルヰハ」の訓あり。持統紀の古訓は、北野本これに同じ。(七〇頁)右訓に同じ。岩崎本には「又」と注したり。猶ほ岩崎本には室町時代に附せは「アルトキハ」とあり。推古紀の古訓、図書寮本これに同じく、北野本は乍の字、前条には古訓、右傍に「マタ」、左傍に「アルヰハ」とあり。後条に

て確認していることがその証左となる。

二八 二九 一別風 九五頁 山椒の二字 九二頁 0 字 古訓に 古訓 K ヨモ 「ヤマノスヱ」 ノカ ヤ とあり。 とあ ŋ̈́ 一別風 山 附訓したれば、 田椒の一 0 二字、 字、 古訓に「ヤマノスヱ」とあり。 古訓に 「また同じく「ヨモノカセ」と訓ませたること疑なし。 ヨモ ノカセ とあり。 北野本、 (八八頁 別の字に ヨモノ」と 八六頁

能性があろう。 改訂版では前田本・図書寮本・熱田本・北野本・岩崎本等の訓が全面的に援用されている。 九四 行以前に神田がこれらの古写本を実見することは困難だったと推測される。 版でも第二七条 三年にかけて貴重図書複製会より影印本が刊行されたが、 第二三条にあるように、 (推古紀十二年 「従衆同挙」) 北野本での文字の異同を国史大系『日本書紀』(一八九七年) のように寛文版本以外の古写本の訓を参照するケースはあるが 稀覯書であったために神田 たとえば、 北野本は一九四〇年から は利用 実際問題として、 し得なか の注記によ 初版 た可

必要性を実感する最大の契機となったのは第二七条において古訓と図書寮本・岩崎本の訓を比較したことだったの ではない の疑問点を解消できることに神田は気づいたのである。 しかし、 か。この検討を通じて、古訓のなかでも由緒が確かなものとそうでないものを区別できること、また、古 初版から改訂版にかけてそのような制約から解放されたということとは別に、 多くの古写本を参照する

旧 冗漫な記述の意義もこれで了解できる。つまり、これは「蓋し寛文刊本に見ゆる傍訓も、 訓 前 その点で見逃せないのは、 者に に依拠せるものと見て大過なかるべく」(初版六頁、 関 していえば、 改訂版における「○○本これに同じ」「○○本・○○本並びに同じ」という、 細かいことであるが、 序説の後文に初版では、 改訂版四頁) と述べたことの確信を得るための作業であ 大体に於ては古来相伝 見すると 0

なりや、或いはまた以て之を概するに足るべきなり。 (初版七頁

固り余が管窺の一得に過ぎず。

然れども、

書紀の古訓が如何に貴重なるもの

ここに列挙する所凡て二十九条、

٤

古訓が単に「貴重」だと述べていたものが、

ここにその中より二十九条を選びて列挙す。 固り管窺の一得に過ぎずと雖、 書紀の古訓がい かに淵源の遠くし

改訂版では前掲

後語

の結論を先取りするかたちで、

て、漢土訓詁学上より見るも極めて正確にして、且つ貴重なるものなりや、或いはまた以て之を概するに足ら

むか。(改訂版五頁)

と強調することである。初版刊行から二十年以上を経た改訂版での神田の確信の強さがあらわれているといえよう (「漢土訓詁学上より見るも極めて正確にして」については後述)`。

まずは一例を挙げよう。顕宗即位前紀 そして、『日本書紀古訓攷証』を引き継ぐ我々の『日本書紀』研究にとって必要なのは、まさに後者の視点である。

十二月、百官大会。 皇太子億計、 取;;天皇之璽、置;;之天皇之坐;。 再拝従二諸臣之位 _ 딘 此天皇之位、 有功

者可:以処;之。

この

「再拝従

| 諸臣之位 | 」の「従」字には「ツイタテ」という古訓が付される。このままでは理解しがたいが、

兼

46

誤刻であるかもしれない。

本来 右本に「ツイタマ」、さらに内閣文庫本に「ツイタマテ」(「マ」は「タ」と「テ」の 「ツイタマ(ヒ)テ」とよむべきもののようで、「着き」のイ音便「着い」に尊敬語「賜ひて」を添えたもの 間に傍記) とあることから、

だと認めて良い。

古訓 迩文庫本に「ミモヒ」とあるのが正しく、「もひ」(飲料水)に美称 サムキミモサヲ」とする。この語義不詳「ミモサ」は『日本書紀私記』(丙本)に「美毛比」、兼右本および穂久 もう一例。景行紀十八年四月条の「時、 の語形についていえば、片仮名「サ」の古体に「ヒ」に似た形のものがあり、 召,,山部阿弭古之祖小左,、令」進,,冷水,」の「冷水」の古訓 「御」が付されたものだということが知られる。 片仮名を読み誤った結果生じた (右傍) は

て写本の系統が異なる取り合わせ本であり、 古訓 その一方で、本文批評の観点からは注意を要する点もある。 0 正確な理解や寛文版本における誤刻の訂正が可能だという点において古写本の訓の ト部家の家学と密接にかかわる寛文版本の古訓と考え合わせる際には 特に、 改訂版で神田も活用した北野本は巻によ 利用価 値は

三 引用文献の増補

慎重な扱いが求められよう。

版 はその 古訓と漢語の語義が正しく対応することを示すために、 実例 0 増 補に努めている。 利用されている文献は二つのグループに大別できる。 神田は諸書を博捜して数多くの例証を挙げており、 一つは、 『日本書 成

立当時に列島人が利用し得た漢籍の用例を列挙するものであり、

「諸引」文証、

皆举、先以明、後」(『文選』

者 両都賦の序の李善注)という態度だといえる。そして、もう一つは、王念孫や郝懿行といった、 (考証学者) による古代漢語研究の成果を挙げるものであり、唐代以前の古注が必ずしも明確にしなかった訓詁 主に清朝の古典学

を闡明する一助として利用したものであった。

四~九・一六・一八・一九・二三~二七の計十六条ということになる。 批判の対象としてとりあげられている文献も表には含める。引用文献および用例の増補が見られるのは、第一・二・ 改訂版における修訂・増補のありようを以下の表に示したが、例文はすべて省略し、 文献名のみを記す。 なお、

表 二

=
(玄応)一切経音義・(慧琳) 一切経音義・(王念孫) 広雅疏証
師古注)・説文解字・荀子(楊椋注)・抱朴子

	_	九		八	七	六	五
(清・段玉裁) 説文解字注・(岡井慎吾) 柿堂存稿	漢書(顔師古注)・論語(何晏集解)	举要 毛詩(毛伝)·方言·広雅·(郝懿行) 爾雅義疏·古今韻会	(伊藤東涯)秉燭譚・(松岡静雄)日本古語大清・郝懿行)証俗文・(清・況周頤)蕙風簃随	続高僧伝・宋高僧伝・(明・方以智)通雅・春秋公羊伝(何恒言録・類聚名物考・抱朴子・宋書・四十二章経・広弘明集・(小島成斎)酣中清話・毛詩(鄭箋)・助字弁略・(清・銭大昕)	(清・陳奐) 毛詩伝疏・史記(清・陳奐) 毛詩伝疏・史記	尚書(孔安国伝・正義・毛詩正義所引鄭玄注)	(高) (東京) 大型 (東京) 大型 (東京) 大型 (東京) 大型 (東京) 中国 (東京) 中
説文解字注・杮堂存稿	漢書(顔師古注)・論語(何晏集解)	国風土記	:文‧蕙風簃随筆‧集異記‧秉燭	三蔵記集・広弘明集・続高僧伝・宋高僧伝・通雅・春秋公抱朴子・宋書・〔清・趙翼〕陔余叢考・〔大典〕文語解・出酣中清話・毛詩(鄭玄箋)・助字弁略・恒言録・類聚名物考・	詩伝疏・史記	戴東原集 戴東原集	世界では、 一切経音義・札樸・説文通訓定声・字詁 一切経音義・札樸・説文通訓定声・字詁 一切経音義・札樸・説文通訓定声・字計 一切経音義・札樸・説文通訓定声・字計

武蔵大学人文学会雑誌 第53巻第3・4号

=		10	九	八八	七	一六	五.	四四	三三	= =
代の文献に存する特殊の仮名遣と当時の語法 広雅疏証・初学記・日本古語大辞典訓詁篇・(橋本進吉) 上	(狩谷棭斎) 日本霊異記攷証·(清·顧炎武) 日知録	唐宋時代の倉庫に就いて(其一、邸宅)辞源・(王国維)観堂集林別集後編・(桂馥)晩学集・(加藤繁)	宋書・道澄寺鐘銘	字(大槻文彦)大言海・爾雅(郭璞注)・周易(正義)・説文解	鈔本)尚書·(清·郭慶潘)説文経字正誼 文選(李善注)·尚書(孔安国伝)·呂氏春秋(高誘注)·(唐	(清・胡培暈) 儀礼正義(鄭玄注・賈公彦疏)・儀礼 (鄭玄注)・文選 (李善注)・周礼 (鄭玄注・賈公彦疏)・儀礼 (鄭玄注)・	文選(薛綜注)・(清・杜宗玉)文選通仮字会	毛詩(毛伝)・(清・胡承珙)毛詩後箋・類聚名義抄	島祐馬)古代支那研究 方言(郭璞注)・(清・銭繹)方言箋疏・広雅疏証・爾雅・(小	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
存する特殊の仮名遣と当時の語法広雅疏証・初学記・日本古語大辞典訓詁篇・上代の文献に	日本霊異記攷証・日知録	て(其一、邸宅)辞源・観堂集林別集後編・晩学集・唐宋時代の倉庫に就い	北魏書・妙法蓮華経・道澄寺鐘銘	大言海・爾雅(郭璞注)・周易(正義)・説文解字	鈔本)尚書・説文経字正誼 文選(李善注)・尚書(孔安国伝)・呂氏春秋(高誘注)・(唐	荀子(楊椋注)・儀礼(鄭玄注)・儀礼正義文選(李善注)・周礼(鄭玄注・賈公彦疏)・漢書(顔師古注)・	文選(薛綜注)・文選通仮字会	毛詩(毛伝)・毛詩後箋・類聚名義抄	方言(郭璞注)・方言箋疏・広雅疏証・爾雅・古代支那研究	一切経音義・箋注倭名類聚抄・王子安集註説文解字注・文選古字通疏証・漢書(顔師古注)・(慧琳)説文解字注・文選古字通疏証・漢書(顔師古注)・(慧琳)色葉字類抄・新撰字鏡・類聚名義抄・字鏡集・(慶安刊本)

		<u> </u>		<u> </u>	
		五		四	Ξ
浦黙)斉東俗談・(岸本由豆流)万葉集攷証・(木村正辞)在安期写)南海帰寄内法伝・(江戸期刊本)文鏡秘府論・(松苕溪漁隠叢話・(宋・慧洪)林間録・(明・李昌祺)剪灯余話・鳳髄判・助字弁略・(清・沈涛) 交翠軒筆記・(宋・胡仔)	ロ・高適・元稹・韓愈)・旧唐書・円覚経略疏之鈔・龍篇・(宋・衛湜)礼記集説・説文通訓定声・唐詩(駱賓が訓読によりて伝へられる語法・法言(李軌注)・経伝釈が繁露・史記・申鑑・漢書・文選・魏志・(山田孝雄)	本)大唐三蔵聖教斈・王勃集・続高僧伝・大乗起信論・遊江淹集・芸文類聚・周書・文苑英華・顔氏家訓・北斉書・(拓、内藤湖南)古写本日本書紀につきて・抱朴子・文選・梁書・(内藤湖南)古写本日本書紀につきて・抱朴子・文選・梁書・		弘明集・性霊集・春秋左氏伝(正義)・助字弁略「正」万葉集・(鹿持雅澄)万葉集古義・(山田孝雄)万葉集講義・	康熙字典・文選(李善注) 荀子(楊椋注)・読書雑志・(清・王引之)経義述聞・高僧伝・
一得の「一得」「一得」「一得」「一得」「一次」「一次」「一次」「一次」「一次」「一次」「一次」「一次」「一次」「一次	・高適・元稹・韓愈)・旧唐書・円覚経略疏之鈔・釈詞・蒼頡篇・礼記集説・説文通訓定声・唐詩(駱賓伝へられる語法・法言(李軌注)・内経素問(王冰3露・史記・申鑑・漢書・文選・魏志・漢文の訓読集・性霊集・文鏡秘府論・文徳天皇実録・大戴礼集・性霊集	書三巌聖教字・王勃集・続高僧(云)・大乗起信論・遊仙窟・芸文類聚・周書・文苑英華・顔氏家訓・北斉書・(拓本) 大古写本日本書紀につきて・抱朴子・文選・梁書・江淹集・礼鴻) 敦煌変文字義通釈	は、「は、まますで、「正義」・(河北景楨)助字鵠・「松為為章・春秋左氏伝(正義)・(河北景楨)助字鵠・成玄英疏)・(清・王引之)経伝釈詞・妙法蓮華経・(鏡集・(元禄十五年刊本)大乗法苑義林章・性霊集・ 秋胡変文・後漢書・晋書・北魏書・過去現在因果経		

目したい。

			二八			二七			\equiv
	九								六
胡紹瑛)文選箋証・古今韻会挙要・広雅疏証	大祓・説文通訓定声・広韻・(清・厳可均)説文声類・(清・	尚書大伝疏証・(清・盧文弨)鍾山札記	太平御覧・文心雕龍・(清・陳寿祺)尚書大伝輯校・(皮錫瑞)	孫)初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用	の分明する漢字と邦訓和語との一例・色葉字類抄・(湯浅廉	て其義	戴侗)六書故・経義述聞	(清・王先謙) 詩三家義集疏・(清・阮元) 三家詩補遺・(宋・	古写本日本書紀につきて・潜夫論・(清・陳喬樅)魯詩遺説考・
会挙要・広雅疏証	説文声類・(清・ 大祓・説文通訓定声・広韻・説文声類・文選箋証・古今韻	札記	太平御覧・文心雕龍・尚書大伝輯校・尚書大伝疏証・鍾山		記(正義)・初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用	篆隷万象名義・色葉字類抄・周礼(鄭玄注・賈公彦疏)・礼	典釈文・(宋・戴侗)六書故・経義述聞	(清・王先謙) 詩三家義集疏・(清・阮元) 三家詩補遺・経	古写本日本書紀につきて・潜夫論・(清・陳喬樅)魯詩遺説考・

いて神田が初版になかった以下の文言を入れ、言語資料としての漢訳仏典の重要性をことさらに強調することに注 ここでは、第八条、「登」字を「スナハチ」と訓むことについての検証において、『宋書』(武帝紀) の引用に続

近時に至りて仏書を読みゆく中、多くの用例を検出したれば、左に掲ぐべし。(改訂版三一頁) こは清の趙翼の陔余叢考巻四十三・登時の条、 並びに我が僧大典の文語解巻三に已に指摘せる所なるが、 余は

これにつきて、従来の訓詁学者が釈典を殆ど顧みざりしを私に惜まざる能はざるなり」(改訂版三二頁)と痛烈に 近時に至りて仏書を読み」進めた結果として、漢訳仏典は「貴重なる資料と謂ふべし」と神田は位置づけ、「余は

批判するのである。

改訂版七七頁)という。

はいずれも神田が その一方で、 一四条 (「為当」) と第二五条 (「乍」) に集中していることをどうとらえるべきか。 表二で明らかなように、 「俗語」 的用法だと認定していることが共通するのである。 漢訳仏典の利用はごく一部に偏っているのが実情であり、 実は、 第八·二四·二五 前揭第八条 0

第八条と同様に 改訂版ではそのような「為当」(「為」)の用法を「余はまた釈典の中より二三の例を得たり」(改訂版六三頁)として、 当…為当…」また「為…為…」)について、山田孝雄『万葉集講義』の説を追認するかたちで「六朝時代より行は 法について、やはり漢訳仏典を含む典籍のなかに見られるものは「元来日常の会話等に用ゐられし俗語なるが如く」 ら補うのである。 れし一種の俗語」(初版七一頁。 し一種の俗語なり」(初版三三頁、改訂版二九頁)と説く。第二四条は、仮定あるいは選択の表現である「為当」(「為 (初版八三頁。 まず、 第八条では「登」字を「スナハチ」(即ち)の意で用いるのは「按ずるに、 『大乗玄論』『三論遊意義』『過去現在因果経』『首楞厳経』『大乗法苑義林章』といった漢訳仏典か 最後に、 第二五条は、古訓に「マタ」「アルヰハ」とある「乍」(「乍…乍…」また「乍可」) 初版は「六朝より唐代に互りて行はれし俗語」。改訂版六二頁)とする。そして、 是れ後漢の頃より世に行は n

文語には使わないところの 同年には吉川幸次郎が がきで、 は偶然ではない。それは恰も中国語学・中国文学の分野において、 を向けるべきことを積極的に主張し始めた時期と重なる。たとえば、 日本書紀』 唐以前の口語資料について「訳経をもっと大量に使用すべきである」と唱導したのは一九五八年であった。 に見られる俗語的用法と古訓との対応関係を検討するにあたって神田が主に漢訳仏典を参照したの 魏 \Box 語的なものをも、 康僧鎧訳) 『無量寿経』について、「文体はだいたい文語的であるが 大胆に取り入れる」スタイルの一つだとし、そこに見られる俗 口語的表現を用いた文献資料として漢訳仏 太田辰夫が名著『中国語歴史文法』 語彙には普 表

現のいくつかに言及している。 一六朝訳経語法の一端」が公刊されたのも、奇しくも、 唐以前の漢訳仏典の特殊な語法研究として本格的な最初期のものとして西谷登七郎 一九五八年である。このような時代背景と神田も無縁では

なかったと考えるべきであろう。

訓詁学上より見るも極めて正確」(前述、 その結果として、経書などの古典や駢儷体の美文にはまず見られない俗語表現についても「書紀の古訓が…漢土 改訂版五頁)ということを再認識した神田は、 初版の「後語」において、

以上、余の討究せし古訓凡て二十九条を通じて窺ひ得る所は、

一、古訓の漢土訓詁学上より見て極めて正確なること

、古訓の一件疑はしきものも必ず何等かの典拠に本づくものなること

古訓には今日古典の正統的注釈書と認めらるるものに必ずしも依拠せざるものの多きこと

の三点なり。(初版一〇一頁)

と述べていたものを、改訂版において、

以上、余の討究せし古訓凡て二十九条を通じて窺ひ得る所は、

一、古訓の漢土訓詁学上より見て極めて正確なること

古訓 古訓には今日古典の正統的注釈書と認めらるるものに、必ずしも依拠せざるものの多きこと 0 一件疑はしきものも、 必ず何等かの典拠に本づくものなること 重要であるとまとめることができよう。

当然のことながら、古訓も無謬ではない。たとえば、神武即位前紀戊午年十二月条、

長髄彦との戦いで兄の

Ŧ.

、六朝時代より隋唐の世に互りて、 彼土に行はれしと思はるる俗語の極めて正確に訳されあること

の四点なり。 (改訂版九三頁

と さらに一点を加えるに至るのである。

걘 おわりに

古訓 にいえば、古訓の正確な理解のためには他の古写本の傍訓との比較が必要であること、また、 以 Ĕ, の理解が有効であるかどうかを検証するためには漢訳仏典を参照すべきである、ということを明確にした点が 『日本書紀古訓攷証』 初版と改訂版の比較を通じて、 その真価がどこにあるのかを改めて確認した。 俗語的表現に関して 端的

だが、古訓は「意」字に「ミコ、ロニ」、「窮誅」に「コロサムト」とあり、「御心に殺さむと欲(おも)ひ」と訓 読する指示である。しかし、これはすでに松尾良樹が指摘しているように、「意欲」二字で「欲する」を意味する 命を失った神武は「至二此役」也、 漢訳仏典に頻出する口語表現なのである。 意,、欲窮誅,」(このたびの戦いに至り、 敵を皆殺しにしたいと思った)というの

日本書紀』本文と古訓との対応関係を常に慎重に検証しながら、『日本書紀古訓攷証』 の欠を補っていくことが

求められているといえよう。

熟語であり、

55

£

傍線は私に付した。

- を示す。原文の旧字体は原則として新字体に改めた。したがって、書名『日本書紀古訓攷證』も 本論では、初版の引用は一九四九年一月二十日発行架蔵本、改訂版の引用は一九七四年七月二〇日発行架蔵本により、 『日本書紀古訓攷証』としたこと
- 新訂増補国史大系『日本書紀私記』に乙本・丙本として影印が収められる。

を諒とされたい。

- 表においては改訂版において異同のある部分に傍線を付した。以下同じ。
- <u>m</u> 等の影響を受けて、飛鳥時代における漢籍受容のありようを検証するために 機会があったのであろう。神田は内藤湖南「飛鳥朝のシナ文化輸入について」および「古写本日本書紀につきて」(『日本文化史研究』 『日本書紀』巻二二(推古紀)の図書寮本は秘籍大観の影印本(一九二六年)を利用した可能性があるが、岩崎本は直接閲覧する (参照、「飛鳥奈良時代の中国学」 『神田喜一郎全集 第
- 八巻』)憲法十七条を収録する推古紀に夙に関心を寄せていたと考えられる。
- 丢 用するものがある。 光貞監訳『日本書紀』など、一部の標準的な注釈書では「天皇之坐」「天皇之位」ではなく、「天子之坐」「天子之位」の本文を採 『日本書紀』の引用は寛文版本により、 私に句読点および返り点を付した。以下同じ。 なお、日本古典文学大系 (岩波文庫)・井上
- £ 初出一九一九年)。 参照、吉沢義則「京都に於ける書紀編纂千二百年記念陳列の日本書紀古鈔本に就きて」(『国語国文の研究』岩波書店、一九二七年。
- 无 冗 項目内で同一文献が複数回引用されている場合でも、引用回数は明示しない。『日本書紀』および『日本書紀通証 奈良時代より後代成立の『旧唐書』を挙げるなど、ごく一部例外がある。
- れないため、 の日本書紀注釈書類は省略した。宋代以降の中国人著作家には王朝名を冠したが、清末~民国期の人物は名を挙げるにとどめた。 書名は四部分類等の図書分類法に従って列挙すべきであったが、国書や近代の著作も多数含まれており、 もとより統一は図
- 七例中一例、 改訂版では『国語』の別の用例と入れ替えている。

便宜的に言及された順に並べている。

- 二例中一例は改訂版において出典を『陳書』に訂正。
- 三例中二例は改訂版において出典を『金石萃編』に訂正、 一例は 『文苑英華』に訂正
- 改訂版では一例増補している。

改訂版では出典を『南斉書』に訂正。

五例中三例は改訂版において出典を『文苑英華』に訂正、 一例は 『唐大詔令集』に訂正、 一例は 『続高僧伝』に訂

改訂版では出典を 『金石萃編』に訂正。

ただし、 神田は「ここには必ずしも之を引く要なかるべし」(二六頁)として、 内容の詳細は明らかにしていない。

所引の『四十二章経』とする

改訂版では一例増補している。

改訂版では出典を『出三蔵記集』

改訂版では一例増補している。

改訂版ではこの『助字弁略』への言及が削除される。

改訂版では一例増補している。 改訂版では一例増補している。

初版では当該論文より四例を引き、後述『初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用』より二例を引くが、改訂版ではそれら六例を 漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用』より引く。

太田辰夫 『中国語歴史文法』(江南書院、一九五八年) 四一二頁

吉川幸次郎「仏説無量寿経の文章」(『吉川幸次郎全集第七巻』筑摩書房、一九六八年。 西谷登七郎「六朝訳経語法の一端」(『広島大学文学部紀要』一四号、一九五八年九月)。 初出 一九五八年)

参照、松尾良樹「『日本書紀』と唐代口語」(『和漢比較文学』三号、一九八七年)。

三九

現在刊行中の神野志隆光・金沢英之・福田武史・三上喜孝校注 を通しての古訓の全面的な検証をおこなっている。 『新釈全訳 日本書紀』 (講談社) はその目的を果たすべく、全巻

57

Ŧi. 四 頁